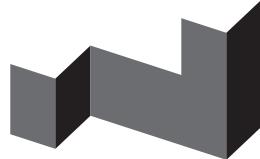


第7期 定時株主総会 招集ご通知



Nareru Group

プロ人材になれる。成長社会になれる。

開催日時

2026年1月29日（木曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

開催場所

東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町2階会議室

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件 |
| 第4号議案 | 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の付与のための報酬決定の件 |

株式会社ナレルグループ

証券コード：9163

株主各位

証券コード 9163
2026年1月14日
(電子提供措置の開始日2025年12月26日)

東京都千代田区二番町3番地5
株式会社ナレルグループ
代表取締役 小林 良

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第7期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://nareru-group.co.jp/ir/library/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名（ナレルグループ）又は証券コード（9163）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年1月28日（水曜日）午後6時までに議決権行使してください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2026年1月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区西神田三丁目2番1号 住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町2階会議室
3. 目的事項
- 【報告事項】
1. 第7期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 【決議事項】
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の付与のための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

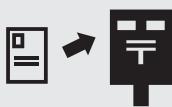
■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時 2026年1月29日（木曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年1月28日（水曜日）午後6時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2026年1月28日（水曜日）午後6時入力完了まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

インターネットによる 議決権行使のご案内

議決権
行使期限

2026年1月28日（水曜日）
午後6時まで

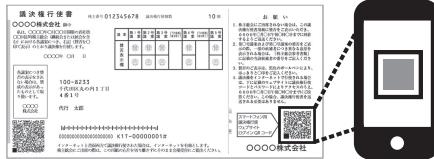
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

① ご注意事項

- 画面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入サービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 9:00~21:00

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

。。。ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！。。。

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただけの方は【次へすすむ】ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。

【次へすすむ】

クリック

<その後のご案内>

- 議決権行使コードを利用のお届出の電子手書き票をご自らをクリックしてください。
- 議決権行使コードで投票を行っている証券会員の方で、すでに登録しているメールアドレスなどの変更・電子配信の停止を希望される方は、こちらをクリックしてください。
- 住所変更や株主大綱株式の取扱説明などの用件送付の依頼はご自らをクリックしてください。

【次へすすむ】をクリック

2. ログインする

。。。ログイン。。。

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードで投票を行っている証券会員の方で、すでに登録しているメールアドレスなどの変更・電子配信の停止を希望される方は、こちらをクリックしてください。

入力

議決権行使コード:

クリック ➔ ログイン 閉じる

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力

。。。ご自身で登録するパスワードへの変更。。。

- お手元の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力し、【登録】ボタンをクリックしてください。
- お手元の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力し、【登録】ボタンをクリックしてください。

入力

議決権行使書用紙に記載の「パスワード」: パスワード再入力欄

ご用意してある新しい「パスワード」:

(新規のためのパスワード):

お手元の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」: パスワード再入力欄

新しい「パスワード」:

(新規のためのパスワード):

お手元の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」: パスワード再入力欄

<p

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、新任の取締役候補者2名を含む取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する 当社の株式数
1	こばやし りょう 小林 良 (1972年9月20日生) ■再任	1990年3月 株式会社タケフジ 入社 2003年4月 株式会社東京アソシエイツ 入社 2008年11月 株式会社ワールドコーポレーション設立 代表取締役（現任） 2019年11月 株式会社A P 64（現 当社） 代表取締役（現任） 2020年12月 株式会社A T J C 取締役（現任）	2,956,126株
【取締役候補者とした理由】			
株式会社ワールドコーポレーションの創業以来、経営者として当社グループの業績拡大を牽引しております。経営者としての豊富な知識と経験を有し、当社グループの持続的な成長のために適切な人材であることから、引き続き選任をお願いするものです。			
2	しばた なおき 柴田直樹 (1978年10月1日生) ■再任	2000年4月 株式会社夢真ホールディングス（現 株式会社オープアップグループ）入社 2010年10月 株式会社光通信 入社 2011年5月 株式会社ワールドコーポレーション 入社 2015年12月 株式会社ワールドコーポレーション 常務取締役 2019年11月 株式会社A P 64（現 当社） 取締役 2020年12月 株式会社A T J C 取締役（現任） 2021年4月 一般社団法人全国建設請負業協会（現 一般社団法人全国建設人材協会） 代表理事 2021年10月 株式会社コントラフト 代表取締役（現任） 2022年1月 当社 専務取締役（現任） 2022年1月 株式会社ワールドコーポレーション 専務取締役（現任）	121,902株
【取締役候補者とした理由】			
2011年の株式会社ワールドコーポレーション入社以来、当社グループの業績拡大を牽引しており、2015年に株式会社ワールドコーポレーションの常務取締役に就任しております。経営者としての豊富な知識と経験を有し、当社グループの持続的な成長のために適切な人材であることから、引き続き選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	せごう こうすけ 瀬合 康介 (1979年9月28日生) 新任	2003年4月 株式会社トーマツコンサルティング(現 デロイトトーマツコンサルティング合同会社) 入社 2013年10月 日清食品ホールディングス株式会社 入社 2019年3月 株式会社ワールドコーポレーション 入社 2021年5月 一般社団法人全国建設請負業協会(現 一般社団法人全国建設人材協会) 理事(現任) 2021年8月 当社 入社 2021年10月 株式会社コントラフト 取締役(現任)	10,000株
【取締役候補者とした理由】			
経営企画室長としてグループ全体の経営戦略・施策の立案・推進の経験と実績を有しております。その豊富な経験と知見を活かし、当社グループの持続的な成長に貢献いただくことを期待して選任をお願いするものです。			
4	みつい のりあき 三井 規彰 (1970年10月20日生) 新任	2004年12月 株式会社ワオカード 入社 2007年12月 株式会社タスクシステム 取締役経営管理本部長兼経営企画室長 2010年3月 株式会社EMCOMホールディングス 取締役管理本部長 2012年10月 株式会社アイレップ(現 株式会社Hakuhodo DY ONE) 経営推進本部長 2015年9月 株式会社メガネスーパー 取締役執行役員CFO 2017年11月 株式会社ビジョナリーホールディングス 取締役執行役員CFO 2023年12月 株式会社Fast Fitness Japan 財務・経理本部エグゼクティブマネージャー兼CFO 2024年4月 株式会社Fast Fitness Japan 執行役員CFO総合企画本部長 2025年12月 当社 入社	一株
【取締役候補者とした理由】			
ファイナンス領域について豊富な経験と実績を有しております。その豊富な経験と知見を活かし、財務戦略・資本政策の立案・推進を統括し、企業価値の向上に貢献していただくことを期待して選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 小林良氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社村松屋商店が所有する株式数を含んでおります。
 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び会社法上の子会社の役員であります。被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害(防御費用、損害賠償金及び和解金)を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任されて就任した場合は、被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新の予定をしております。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役羽鳥良彰氏、島田圭子氏、西村隆志氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制見直しを図り、監査等委員である取締役1名を減員し、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
1	はとり よしあき 羽 鳥 良 彰 (1961年4月24日生) 再任 社外 独立	1986年3月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入社 1989年8月 公認会計士登録 2001年7月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）パートナー 2002年4月 日本大学商学部 非常勤講師 2011年5月 日本公認会計士協会 修了検査運営委員会出題委員 2016年8月 日本公認会計士協会 修了検査運営委員会運営委員 2020年7月 羽鳥良彰公認会計士事務所開所 所長（現任） 2021年8月 日本公認会計士協会 修了検査運営委員会運営委員（現任） 2021年10月 当社 監査役 2022年8月 当社 取締役（監査等委員）（現任） 2022年9月 株式会社ワールドコーポレーション 監査役（現任） 2022年9月 株式会社ATJC 監査役（現任）	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
公認会計士として会計分野における専門知識と長年にわたる豊富な経験を有しており、客観的かつ中立な立場で、その知識経験に基づく適切な助言と監査を行っていただいております。今後も、経験及び見識を当社における監査に活かしていただき、取締役会の監督機能の強化、公正で透明性の高い経営の実現に資する意見や指導をいただくことを期待して引き続き選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">にしむら たかし 西 村 隆 志 (1979年4月7日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外</p>	<p>2002年4月 オリックス株式会社 入社</p> <p>2007年4月 株式会社アドバンテッジパートナーズ 入社（現任）</p> <p>2011年11月 株式会社クレッジ 取締役</p> <p>2013年10月 株式会社レイ・カズン 取締役</p> <p>2018年5月 株式会社ネットプロテクションズ 取締役</p> <p>2018年8月 株式会社庫や 取締役</p> <p>2019年11月 株式会社ワールドコーポレーション 取締役（現任）</p> <p>2019年11月 株式会社AP 64（現 当社） 取締役</p> <p>2020年3月 株式会社日本銘菓縦本舗 取締役</p> <p>2020年10月 株式会社AP 71（現 ウオッヂニアングループ株式会社） 代表取締役</p> <p>2020年12月 株式会社キット 取締役（現任）</p> <p>2020年12月 株式会社ハマエンジニアリング 取締役</p> <p>2020年12月 一風騎士ホールディングス株式会社（旧 ウオッヂニアングループ株式会社） 取締役</p> <p>2020年12月 一風騎士株式会社（現 ウオッヂニアアン株式会社） 取締役（現任）</p> <p>2020年12月 株式会社銀蔵 取締役</p> <p>2020年12月 株式会社AT JC 取締役</p> <p>2022年6月 株式会社AP 74（現 株式会社ネットジャパン） 代表取締役</p> <p>2022年8月 当社 取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2023年4月 株式会社ネットジャパン 取締役（現任）</p> <p>2023年8月 ウオッヂニアングループ株式会社 取締役（現任）</p> <p>2023年12月 株式会社ワーカー 取締役</p> <p>2023年12月 株式会社アール 取締役（現任）</p>	一株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

事業運営及び経営指導に係る豊富な経験及び高い見識を有していることから、客観的かつ中立の立場で、その知識経験に基づく助言と監査を行っていただいております。今後も、経験及び見識を当社における監査に活かしていただき、取締役会の監督機能の強化、公正で透明性の高い経営の実現に資する意見や指導をいただくことを期待して引き続き選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2. 羽鳥良彰氏、西村隆志氏は社外取締役候補者であります。
- 3. 当社は、羽鳥良彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 4. 羽鳥良彰氏の社外取締役就任年数及び監査等委員である社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって3年5ヶ月です。
- 5. 西村隆志氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって6年2ヶ月、監査等委員である社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって3年5ヶ月です。
- 6. 当社は、羽鳥良彰氏、西村隆志氏との間で、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び会社法上の子会社の役員であります。被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害（防衛費用、損害賠償金及び和解金）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任されて就任した場合は、被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新の予定をしております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2023年1月30日開催の第4期定時株主総会において年額150,000千円以内とご承認いただいておりますが、今般、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務と責任及び経済情勢等諸般の事情を考慮し、上記報酬枠を年額200,000千円以内と定めることさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

第1号議案が原案どおり承認可決されると、本議案に係る報酬の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名となります。

第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2023年1月30日開催の第4期定時株主総会において年額150,000千円以内とご承認いただいております。なお、第3号議案が原案どおり承認可決されると、当該報酬等の額は、年額200,000千円以内となります。また、2024年1月30日開催の第5期定時株主総会において、当該報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として、支給する金銭報酬の額を年額10,000千円以内、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数を年5,000株以内とすることにつき、ご承認いただいております。今般、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下、「対象取締役」という。）の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化すること、並びに対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬等の額とは別枠で、対象取締役に対して、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することにつきご承認をお願いいたします。なお、本議案が原案どおりに承認可決された場合は、上記譲渡制限付株式報酬制度及び当該制度に基づく報酬枠を廃止し、以後同報酬に基づく新たな株式の交付は行わないものといたします。

現在の対象取締役は3名ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されると、対象取締役は、4名となります。

1. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社の取締役会において、基準となる報酬額や株式数、業績評価期間（以下、「評価期間」という。）及び評価期間中の業績目標等を定めて、当該業績目標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた、業績連動型株式報酬制度です。本制度において採用する業績指標等は、株価に関する指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を当社の取締役会において設定します。なお、初回の評価期間は、2026年2月から2029年1月までとして、業績指標には、TSR（株主総利回り）を用いる予定です。また、以降毎事業年度において、当社の取締役会の決議により、上記のパフォーマンス・シェア・ユニットを付与することができるものとします。

当社の普通株式の付与に当たっては、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の報酬等として金銭の払い込み若しくは現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式について発行若しくは処分を受け、又は、②支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式について発行若しくは処分を受けるものといたします。②の方法による場合、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定します。

なお、本制度は、評価期間中の業績目標の達成度等に応じて当社の普通株式を交付するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に対して当社の普通株式を交付するか否か、及び交付する株式数は、確定しておりません。

2. 対象取締役に対して付与する株式の上限数及び上限額

本制度では、各事業年度において付与されるパフォーマンス・シェア・ユニットごとに対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数を45,000株以内、その報酬の総額を、既存の報酬枠とは別枠で、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として100百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の審議を経たうえで、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

3. 株式交付の条件

本制度において、評価期間が終了し、概要以下の要件を満たした場合に、対象取締役に対して当社の普通株式の交付をいたします。

(1) 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

(2) その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後株式の交付前に、①対象取締役が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合、及び②当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、並びに③当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社の取締役会が合理的に定める数（当該時点における業績目標の達成度等を踏まえ定める数）の株式を交付し、又は、当社の取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができます。

また、クローバック条項を導入し、対象取締役に非違行為があった場合及び株式付与の前提とした業績に重大な誤りがあることが判明した場合等は、本制度に基づく株式の交付後一定の期間内に、取締役会の決議により、対象取締役に対し、全部又は一部の株式の返還又は当該株式に代わる金銭の支払を請求することができるものとします。

4. 本議案に基づく報酬の支給が相当である理由

本制度は、対象取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化すること、並びに対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものであり、本議案に基づき1年間に付与されるパフォーマンス・シェア・ユニットにより発行又は処分される株式数の上限が発行済株式総数（2025年10月31日時点）に占める割合は、約0.5%とその希釈化率は軽微です。

また、当社は、2024年2月14日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を

定めており、その概要是事業報告に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合は、本議案の内容に即して当該方針を改定し、対象取締役に対して業績連動報酬である株式報酬を付与する内容にする予定であり、本議案の内容はそのために必要かつ相当な内容となっています。

そのため、本議案に基づく報酬の支給は相当であると判断しております。

以上

事 業 報 告

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要是次のとおりであります。

当連結会計年度（2024年11月1日～2025年10月31日）における日本経済は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復しております。先行きにつきましては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される一方で、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要です。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、国内景気を抑制するリスクとなっています。また、金融資本市場の変動等の影響についても引き続き注意する必要があります。当社グループが主に技術者を派遣する建設業界については、公共投資の底堅い推移と民間設備投資の持ち直しの動きがみられたことから、需要は堅調に推移しました。一方で、建設業界は技術者の高齢化と若手人材の不足といった構造的課題を抱えており、人手不足は依然として深刻です。このような背景から、技術者派遣に対するニーズはさらに高まっていくことが想定されます。

このような環境の下、当社グループの主要事業である建設ソリューション事業では、顧客企業からの強い需要に応えるため、「営業・採用・キャリアデザインの各プロセスの機能強化」、「自社採用メディアの育成強化」、「建設DX支援など新規サービスの展開を加速」を推進しました。これらの取り組みに加えて、ITソリューション事業では、営業力とエンジニアの技術力の双方を高めることで、システム開発における上流工程案件の獲得に向けた営業活動を強化しました。

以上の結果、建設ソリューション事業・ITソリューション事業ともに技術者の在籍人数と稼働人数が伸長したことに加え、技術者の契約単価も上昇したことから、当期の連結売上収益は24,158,934千円（前連結会計年度比11.8%増）となりました。営業利益は、成長投資として技術者の採用を積極的に推進したことによる採用費増加、営業・採用部門の人員増加に努めたことなどから、原価並びに販売費及び一般管理費が増加した結果、2,827,490千円（同9.1%減）となりました。税引前当期利益は2,758,817千円（同9.8%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,086,906千円（同4.6%減）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

(建設ソリューション事業)

建設技術者派遣を展開する株式会社ワールドコーポレーションの当連結会計年度末における技術者の在籍人数は3,687人（前連結会計年度末比448人増加）、となりました。また、当連結会計年度の平均稼働率（研修生除く。）は92.6%（前連結会計年度比1.6%減）と低下しました。また、当連結会計年度の月次平均契約単価については519千円（同9千円増）となりました。

建設ソリューション事業では、営業・採用の機能強化に継続的に取り組みつつ、顧客企業の需要に応えるために技術者の育成に注力しました。営業面では、大型再開発プロジェクト等により人材ニーズが高まる都市部を中心に活動を強化し、既存顧客との関係深化及び新規顧客の開拓を通じて、新規案件の獲得に努めました。その結果、稼働率は想定を下回ったものの、技術者の稼働人数は順調に増加し、增收に寄与しました。採用面では、採用プロセスの見直しと積極的な採用投資が奏功し、当連結会計年度の採用数は計画を超過しました。

以上の結果、同事業の売上収益は21,642,990千円（前連結会計年度比11.9%増）、セグメント利益は2,247,237千円（同13.8%減）となりました。

(ITソリューション事業)

ITエンジニアの派遣を展開する株式会社ATJCの当連結会計年度末における技術者の在籍人数は430人（前連結会計年度末比26人増加）となりました。また、当連結会計年度の平均稼働率は92.2%（前連結会計年度比1.7%減）に低下しました。当連結会計年度の月次平均契約単価については、524千円（同9千円増）となりました。

ITソリューション事業では、稼働率は想定を下回ったものの、契約単価の上昇と稼働人数の増加が業績の成長に寄与しました。

以上の結果、同事業の売上収益は2,515,943千円（前連結会計年度比11.2%増）、セグメント利益は135,500千円（同8.4%減）となりました。

② 資金調達の状況

該当事項はありません。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額で95,669千円となりました。その主な内容はキャリア開発オフィスの拡張に伴う移転によるものであります。

セグメント別では、建設ソリューション事業95,669千円となり、ITソリューション事業の設備投資はありません。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	第4期 2022年10月 (国際会計基準)	第5期 2023年10月 (国際会計基準)	第6期 2024年10月 (国際会計基準)	第7期 2025年10月 (国際会計基準)
売上収益	14,540,628	17,994,881	21,608,643	24,158,934
営業利益	2,039,645	2,469,161	3,110,968	2,827,490
税引前当期利益	1,852,097	2,475,904	3,059,596	2,758,817
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,242,704	1,741,337	2,187,881	2,086,906
基本的1株当たり当期利益	150円58銭	209円88銭	255円16銭	238円74銭
総資産額	20,155,918	22,505,067	23,617,471	24,562,104
親会社の所有者に帰属する持分	9,933,252	12,177,215	13,440,650	14,478,778
1株当たり親会社所有者帰属持分	1,203円65銭	1,445円17銭	1,541円06銭	1,654円85銭

(注) 基本的1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり親会社所有者帰属持分は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 対処すべき課題

① 技術者の確保及び育成

技術者人材の確保は当社グループの成長における重要な経営課題であり、「採用者数の拡大」「退職率の低減」「技術者のスキルアップ」の取り組みを通じて、派遣する技術者の規模拡大を図ります。採用者数の拡大施策としては、SNSやWEBでの積極的な情報発信によるブランディング強化、自社採用メディア（セコカンNEXT）の活用、グループ採用による幅広い職種採用、採用フロー見直しによる遷移率の改善、潜在的見込応募者の発掘等を推進してまいります。退職率の低減施策としては、研修中及び配属後のフォロー強化、派遣領域の拡大による技術者の成長機会創出、顧客と技術者の関係性構築支援、退職懸念の早期発見と早期解決体制強化等を推進してまいります。

人材育成施策としては、技術者数の増加や派遣領域の拡大に対応するため、各種研修プログラムや資格取得支援制度の拡充等により、技術者の継続成長を支援する「ゼロプロ成長サイクル」を高度化し、定着化とキャリア形成を促進してまいります。

以上の施策により、採用者数の拡大と退職率の低減を図り、技術者の確保・育成に努めてまいります。

② テクノロジーの普及による省人化

テクノロジーの普及により、中期的な工事現場における省人化が進展することで、技術者の人材派遣需要が減少（人数減、業務時間減）する可能性があります。一方では、建設業界へのICT導入による効率化へのニーズが高まっているということでもあり、建設DX企業との協業を含めてICT導入に係る人材供給に取り組んでまいります。

③ 法改正への対応（長時間労働の抑制）

政府による「働き方改革」のもと、労働時間関連法令の改正や法令違反企業へ新たな罰則が設けられるなど、長時間労働に対する指導・監督が強化されております。また、2024年4月より建設業においても時間外労働時間の上限規制が適用されました。派遣元である当社グループは、派遣先に対して当社グループの派遣技術社員が時間外労働時間の上限規制を超えて時間外労働を行うことがないように、勤怠状況を把握する体制を整備しており、派遣先に対する改善要請など、適切な対応を行っております。

④ 財務体質の強化

当社グループは、金融機関を貸付人とする借入契約を締結し多額の借入を行っており、また、多額ののれんを計上しております。当該のれんは、主に2019年11月に株式会社ワールドコーポレーションの株式を取得したことにより生じたものであります。今後は、事業拡大に伴う運転資金及び投資資金の確保、配当政策、有利子負債とのバランス等を勘案しつつ自己資本の拡充を図ってまいります。

(4) 主要な事業内容（2025年10月31日現在）

当社グループは、持株会社である当社及び連結子会社4社（株式会社ワールドコーポレーション、株式会社A T J C、株式会社コントラフト、一般社団法人全国建設人材協会）により構成されております。当社は純粹持株会社として当社グループの経営管理、経営指導等を行っております。当社グループの事業会社は、建設業向けの技術者派遣、IT業界向けの技術者派遣・システムエンジニアリングサービスの提供を主な事業として取り組んでおります。

当社グループは、『深刻化するプロ人材（注）の枯渇を解決し、日本を「課題解決先進国」にする。』をミッション（存在意義）として掲げております。

日本に限らず、先進国の多くは枯渇とも言えるレベルで「プロ人材の不足」に悩まされており、国・産業・企業の隆盛に影響を与える大きな課題と考えております。今日の日本では、少子化に伴う新規就業者数の減少等によってプロ人材は慢性的に不足しており、既存のプロ人材も高齢化が進んでいるため技術の継承も課題となっております。また、かかるプロ人材の不足を補うことが期待されるIT化・デジタルトランスフォーメーション（DX）による業務の効率化についても、建設業をはじめとする多くの産業分野において遅れているのが現状です。当社グループは、このような「プロ人材不足による問題」を解決し、日本を「課題解決の先進国」に押し上げるという強い意志をミッションに込めております。

（注）当社では、プロ人材を「特定の産業分野で技術をもち、専門業務に従事する人材」と定義しております。

当社グループの事業における当社及び関係会社の位置付け並びにセグメントとの関連は、次のとおりであります。

① 建設ソリューション事業

株式会社ワールドコーポレーション、株式会社コントラフト、一般社団法人全国建設人材協会にて、建設ソリューション事業を展開しております。

株式会社ワールドコーポレーションは、建設・プラント業界向けに、施工管理技術者（注1）やCADオペレーター（注2）等の技術者派遣を行うとともに、施工図作成の請負業務も行っています。主に、建築（オフィスビル、高層マンション、商業施設、ショッピングセンター、工場、医療福祉施設、耐震工事等）、土木（道路、河川、下水道、橋、ダム、トンネル、鉄道等）、空調衛生（高層ビル、マンション、工場等）、電気設備（高層マンション、商業施設、ショッピングセンター、工場、医療福祉施設等）を受注領域としております。東京のほか、北海道、東北、中部、関西、九州に事業拠点を有しており、全国的にサービス提供を行っています。営業活動においては、現場への直接営業に注力しており、決定権の大きい現場所長に対して直接受注・価格交渉を行っております。さらに、施工計画時から竣工時まで、現場ニーズに合った提案を各タイミングで行うことも可能となっております。また、採用においては、大手求人メディア及び人材紹介事業者を活用した未経験者採用を中心としつつ、自社採用メディア（施工管理に特化した転職・求人情報サイト「セコカンNEXT」）等による経験者採用も行っております。

人材育成においては、当社グループが確立した若手人材の育成メソッドを活用して、未経験者には建設業界の基礎知識や専門用語の研修を行うほか、4年から6年程度の実務を経験した技術者には一級建築士や施工管理技士等の資格取得を視野に入れた研修を行うなど、経験年次に応じた育成体制を構築しております。

- (注) 1. 建設現場の工程管理、安全管理、品質管理、原価管理業務を行う。
2. C A D (Computer Aided Design) を用いて設計士や作図者の指示に従い図面の作成・修正・調整業務を行う。

株式会社コントラフトは、職人（技能労働者）の転職求人情報サイト「ジョブケンワーク」を運営し、建設業務有料職業紹介事業許可を有する一般社団法人全国建設人材協会に求職者情報の提供を行っております。また一般社団法人全国建設人材協会では職業紹介を行っております。建設業就業者は、①ゼネコンや技術者派遣会社に雇用される施工管理技術者等の技術者、②専門工事会社等に雇用され、建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する職人（技能労働者）、③個人事業主として建設業に従事する一人親方に大別されますが、株式会社コントラフト及び一般社団法人全国建設人材協会は、主に②建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する職人（技能労働者）を対象として事業を展開しております。職人（技能労働者）の有料職業紹介を行うことができる認定団体は全国に3団体のみであります。このため、職人（技能労働者）の有料職業紹介事業は成長可能性を秘めていると認識しており、今後は求職者・求人企業の獲得による事業基盤構築を進め、先行者としての優位なポジションの確立を目指してまいります。一方で、新市場での事業展開であるため、職人（技能労働者）の有料職業紹介事業が想定どおりに拡大しない可能性もあります。

② ITソリューション事業

株式会社A T J Cにて、ITソリューション事業を展開しております。

株式会社A T J Cは、S I e r 等の開発案件・インフラ管理業務に対して、IT技術者等の人材派遣やS E S（システムエンジニアリングサービス）契約による受託を行っております。主なエンドユーザーとしては、情報通信事業者や金融機関などが挙げられます。また、採用においては、未経験者採用を中心としております。

（5）主要な事業所等（2025年10月31日現在）

① 当社

拠点名	所在地
本社	東京都千代田区

② 主要な子会社

会社名	所在地
株式会社ワールドコーポレーション	本社：東京都千代田区
株式会社A T J C	本社：東京都千代田区
株式会社コントラフト	本社：東京都千代田区
一般社団法人全国建設人材協会	本社：東京都千代田区

(6) 従業員の状況（2025年10月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

報告セグメント	従業員数（名）
建設ソリューション	3,778
ITソリューション	469
全社（共通）	36
合計	4,283

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続期間
36名	8名増	39.3歳	3.1年

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 平均勤続年数は、当社グループ内での勤続年数を通算しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ワールドコーポレーション	10,000千円	100%	施工管理技術者派遣、CADオペレーター技術者派遣、施工図作成
株式会社ATJC	48,000千円	100%	IT技術者派遣、SES（システムエンジニアリングサービス）
株式会社コントラフト	50,000千円	100%	職人職業紹介の人材プラットフォーム運営
一般社団法人全国建設人材協会	90,500千円	100%	建設業務有料職業紹介事業

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の資産総額
株式会社ワールドコーポレーション	東京都千代田区二番町3番地5	16,069,131千円	19,572,098千円

(8) 主要な借入先及び借入額（2025年10月31日現在）

借 入 先	借 入 額
タームローン（注）	2,857,148千円
コミットメントライン契約及び当座借越契約等（注）	2,000,000千円

（注） タームローンは、株式会社三井住友銀行をエージェントとする他9行からの融資によるものであります。なお、コミットメントライン契約及び当座借越契約等は借入限度額2,500百万円の内、2,000百万円を実行しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 33,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 8,749,349株 (自己株式31株を含む)
 (3) 当事業年度末の株主数 8,575名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社村松屋商店	2,952,630株	33.75%
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号	1,049,655株	12.00%
A P CAYMAN PARTNERS III, L. P.	358,976株	4.10%
INTERACTIVE BROKERS LLC	157,200株	1.80%
J P モルガン証券株式会社	147,606株	1.69%
柴田 直樹	121,902株	1.39%
JAPAN FUND V, L. P	92,674株	1.06%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	90,050株	1.03%
岩崎 泰次	76,000株	0.87%
田中 幸夫	74,000株	0.85%

(注) 持株比率は、自己株式(31株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員を除く）	4,184株	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. 会社の役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役の状況

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
小林 良	代表取締役	株式会社ワールドコーポレーション 代表取締役 株式会社ATJC 取締役
柴田直樹	専務取締役	株式会社ワールドコーポレーション 専務取締役 株式会社ATJC 取締役 株式会社コントラフト 代表取締役
後藤洋平	取締役	財務全般の統括
羽鳥良彰 (常勤監査等委員)	取締役	株式会社ワールドコーポレーション 監査役 株式会社ATJC 監査役 羽鳥良彰公認会計士事務所 所長 日本公認会計士協会 修了考查運営委員会運営委員
島田圭子 (監査等委員)	取締役	ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・ジャパン・インク マネージングディレクター
西村隆志 (監査等委員)	取締役	株式会社アドバンテッジパートナーズ パートナー 株式会社ワールドコーポレーション 取締役 株式会社キット 取締役 ウォッチニア株式会社 取締役 ウォッチニアグループ株式会社 取締役 株式会社ネットジャパン 取締役 株式会社アール 取締役
爲近幸恵 (監査等委員)	取締役	TXL 法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）羽鳥良彰氏、島田圭子氏、西村隆志氏、爲近幸恵氏は、社外取締役であります。
 2. 当社は、取締役（監査等委員）羽鳥良彰氏、島田圭子氏及び爲近幸恵氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 取締役（監査等委員）羽鳥良彰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役（監査等委員）羽鳥良彰氏は、常勤の監査等委員であります。当社は、内部監査室との十分な連携を通じて情報収集の充実を図り、監査等委員会への情報提供を充実させることにより、監査の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び会社法上の子会社の役員であります。被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反など、一定の行為に起因する賠償請求に対しての免責事項があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が2024年2月14日に開催された取締役会において決定した報酬等の内容の決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

・取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項目において、「取締役」という。）の基本報酬は、固定報酬とし、企業業績、関連業界の他社の報酬等といった定量的な要素に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮したうえで決定する。

・取締役に対しては、企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブ付与を目的として、譲渡制限付株式を付与する。各取締役に付与する譲渡制限付株式の株数は、企業業績、関連業界の他社の報酬等といった定量的な要素に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮したうえで決定する。

・各取締役の具体的な基本報酬の額、譲渡制限付株式の株数等は、取締役会が、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、決定する。

監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

・監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会監査における各委員の貢献度等を勘案して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(2) 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員 の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） (うち社外取締役)	118,612 (-)	109,317 (-)	-	9,295 (-)	3 (-)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	15,804 (15,804)	15,804 (15,804)	-	-	3 (3)

(注) 1. 当事業年度末日時点の取締役（監査等委員を除く。）は3名、取締役（監査等委員）は4名（うち社外取締役は4名）であります。

2. 上記には、無報酬の取締役（監査等委員）1名を含んでおりません。

3. 当社の取締役の報酬限度額は、2023年1月30日開催の定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議されております。当該株主総会決議時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名であります。

また、非金銭報酬等である株式報酬として、2024年1月30日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式取得の出資財産とするため金銭報酬として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額とは別枠で金銭報酬を支給することについて決議しております。その金銭報酬債権の総額は、年額10,000千円以内、普通株式の総数は5千株以内となっています。当該株主総会決議時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名であります。

4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2025年1月30日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議されております。当該株主総会決議時点での監査等委員である取締役の員数は4名であります。

5. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬の当事業年度における報酬額の費用計上額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役（監査等委員）である羽鳥良彰氏は、羽鳥良彰公認会計士事務所の所長及び日本公認会計士協会の修了考查運営委員会運営委員であります。当社と兼職先との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である島田圭子氏は、ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・ジャパン・インクのマネージングディレクターであります。当社と兼職先との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である西村隆志氏は、株式会社アドバンテッジパートナーズのパートナー、株式会社キットの取締役、ウォッチニアン株式会社の取締役、ウォッチニアングループ株式会社の取締役、株式会社ネットジャパンの取締役及び株式会社アールの取締役であります。当社は株式会社アドバンテッジパートナーズがサービスを提供するファンドから、純投資を目的とした出資を受けております。同氏が株式会社アドバンテッジパートナーズから派遣されていることを除き、当社と兼職先との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である爲近幸恵氏は、T X L 法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と兼職先との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	羽鳥 良彰	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回に出席、また、14回の監査等委員会のうち14回に出席し、公認会計士として会計分野における専門知識と長年にわたる豊富な経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
取締役（監査等委員）	島田 圭子	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回に出席、また、14回の監査等委員会のうち14回に出席し、組織・人事コンサルティング業界での豊富な知識と経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
取締役（監査等委員）	西村 隆志	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回に出席、また、14回の監査等委員会のうち14回に出席し、事業運営及び経営指導に係る豊富な経験及び高い見識を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
取締役（監査等委員）	爲近 幸恵	社外取締役就任後に開催された10回の取締役会のうち10回に出席、また、10回の監査等委員会のうち10回に出席し、弁護士としての豊富な経験及び高い見識を活かし、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人A & Aパートナーズ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、取締役会において、内部統制に関する基本方針について、以下のとおり決定しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

<取締役及び取締役会>

- ・取締役会は、法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。
- ・取締役は、取締役会が決定する業務担当に基づき、法令、定款、及び社内規程に則り業務を執行し、3か月に一度以上業務執行状況を取締役会に報告する。
- ・取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会又は監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- ・コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、社外取締役を選任する。

<監査等委員会又は監査役>

- ・監査等委員会又は監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携して、「監査等委員会規程」「監査等委員会監査等基準」「監査役協議会規程」「監査役監査基準」等に則り、取締役の職務執行を監査する。

(2) コンプライアンス

<コンプライアンス体制>

- ・役員及び従業員がコンプライアンスに適った企業活動を実践するため、「グループ・コンプライアンス・マニュアル」その他の行動規範を定める。その目的達成のため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、諸施策を協議する。

<内部通報制度>

- ・コンプライアンスの相談・報告窓口として、内部通報窓口を設置し、法令違反や会社の行動規範違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。

<反社会的勢力との関係遮断>

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

(3) 内部監査

- ・業務執行者の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況につき調査するため、代表取締役直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査室による内部監査を実施する。内部監査の結果は定期的に取締役会に報告されるものとする。

(4) 懲戒処分

- ・役員及び従業員の職務の執行により法令違反等が生じた場合、役員については会社法等に照らし、従業員については「就業規則」などに則り、厳正な処分を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・情報セキュリティについては、「グループ情報セキュリティ規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施し、情報流出を防止するための体制を整備する。
- ・各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- ・株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の中間報告等の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- ・個人情報については、法令に基づき厳重に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理

- ・リスク管理は、「グループ・リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
- ・当社代表取締役を委員長とした「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置する。当該委員会にて、会社及びグループのリスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題についての協議を行い、取締役会への報告を行う。

(2) 危機管理

- ・自然災害など重大事態が発生した場合に備えて「グループ緊急事態対応マニュアル」を策定している。緊急事態が発生した場合又は発生が予想される場合には、場所によっては当社代表取締役を室長とする緊急事態対策室を設置し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、原則として月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ・取締役会は、中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。取締役及び執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。
- ・取締役会において各役員の担当を決定するとともに、諸規程において各役員・従業員の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールを明確に定める。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・会社は、グループの遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
- ・会社は、グループの経営の健全性及び効率性の向上を図るために、各子会社について、取締役を必要に応じて派遣するとともに、会社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。

- ・主管部門は、主管する子会社がその業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び支援する。
 - ・内部監査室は、グループの業務の適正性について監査を行う。また、内部監査人を有する子会社については、当該内部監査人と連携して行う。
 - ・監査等委員会は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、グループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携を図る。
 - ・会社の内部通報窓口は、グループの役員・従業員のほか取引先などの社外からの相談も受け付ける。
 - ・会社の各部門及び子会社は、自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
 - ・グループは、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制及びグループ各社が有する資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。また、適時適正な情報開示を行うために必要な体制を整備する。
6. 監査等委員会又は監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会又は監査役の職務遂行を補助するため、必要に応じて監査等委員会又は監査役直轄の専任部署を設置し、専任の人員を配置する。
 - ・監査等委員会又は監査役より監査業務の補助の要請を受けた人員は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
 - ・当該人員の人事考課、異動、懲戒等については、監査等委員会又は監査役との協議により定めるものとする。
7. 取締役及び使用人が監査等委員会又は監査役に報告するための体制その他の監査等委員会又は監査役への報告に関する体制
- ・監査等委員会又は監査役は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける他、その他重要な会議に出席する。
 - ・取締役及び使用人は、監査等委員会又は監査役の求めに応じて、隨時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。また、会社は、子会社の取締役、監査等委員会又は監査役及び使用人が、監査等委員会又は監査役の求めに応じて、隨時その職務の執行状況その他に関する報告を行うよう指導する。
 - ・各部門長は、その職務の内容に応じ、定期的に監査等委員会又は監査役に対する報告を行う。
 - ・監査等委員会又は監査役は、内部通報窓口の利用状況を確認する。
 - ・重要な決裁書類は、監査等委員会又は監査役の閲覧に供する。
8. 監査等委員会又は監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・「グループ・リスクマネジメント・コンプライアンス規程」及び「グループ内部通報規程」に基づき、違法行為等に対し通報した者が当該通報を理由として不利益な処分を受けることのないよう適切な措置を講じる。

9. 監査等委員会又は監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員会又は監査役は、内部監査室及び会計監査人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、監査方針及び監査結果報告にかかる意見交換を行う。
 - ・監査等委員会又は監査役は、隨時会計データ等の社内資料データを閲覧することができる。
 - ・監査等委員会は、月1回定期に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行う。
10. 監査等委員会又は監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他監査費用等の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査等委員会又は監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めた場合は、これに応じる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を14回開催しており、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定及び取締役の業務執行状況を監督・監視しております。

② 取締役（監査等委員）の職務遂行について

取締役（監査等委員）は、当事業年度において、監査等委員会を14回開催しており、監査等委員会において定めた監査計画に基づき取締役会を含む重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査室との定期的な連携等を行い、取締役の職務執行について監査しております。

③ リスク管理及びコンプライアンスについて

当事業年度において、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を4回開催し、事業運営上のリスクについて評価・対策等の協議を行い、全社的なコンプライアンス体制の強化について検討しております。また、当社グループの役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。

④ 内部監査の状況について

内部監査室は、代表取締役の承認を得た監査計画に基づいて監査を実施しております。監査結果については、代表取締役に報告したうえで、監査対象部門への改善指示を行い、フォローアップ監査により改善状況を確認しております。また、効果的かつ効率的な内部監査を実施するため、常勤監査等委員と日常的に監査状況についての情報共有を行うほか、内部監査室、会計監査人、監査等委員会の3者面談を実施し、監査内容等について情報共有・意見交換を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。また、当社は剰

余金の配当を取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開の備えにすると同時に、M&A等を通じた当社グループの成長と財務体質の改善に投入していくこととしております。

当事業年度の期末配当は1株当たり60円とさせていただく予定です。なお、中間期において、中間配当金1株につき55円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき115円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2025年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流 動 資 産】	8,469,466	【流 動 負 債】	6,896,983
現 金 及 び 現 金 同 等 物	4,822,364	営 業 債 務	32,542
營 業 債 権	3,366,492	借 入 金	2,714,284
そ の 他 の 金 融 資 産	37,393	リ 一 ス 負 債	285,317
そ の 他 の 流 動 資 産	243,215	未 払 法 人 所 得 税	398,457
【非 流 動 資 産】	16,092,638	引 当 金	22,357
有 形 固 定 資 産	211,577	そ の 他 の 金 融 負 債	290,556
使 用 権 資 産	757,315	そ の 他 の 流 動 負 債	3,153,468
の れ ん	14,074,688	【非 流 動 負 債】	3,186,342
無 形 資 産	43,729	借 入 金	2,142,864
そ の 他 の 金 融 資 産	322,197	リ 一 ス 負 債	473,788
繰 延 税 金 資 産	681,780	退 職 給 付 に 係 る 負 債	421,211
そ の 他 の 非 流 動 資 産	1,349	引 当 金	148,478
		負 債 合 計	10,083,325
		資 本 の 部	
		【親会社の所有者に帰属する持分】	14,478,778
		資 本 金	420,028
		資 本 剰 余 金	8,566,597
		利 益 剰 余 金	5,453,347
		自 己 株 式	△77
		その他の資本の構成要素	38,882
		資 本 合 計	14,478,778
資 产 合 计	24,562,104	負 債 及 び 資 本 合 計	24,562,104

連結損益計算書

(自 2024年11月1日)
(至 2025年10月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	24,158,934
売 上 原 価	△17,921,289
売 上 総 利 益	6,237,644
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△3,369,697
そ の 他 の 収 益	7,583
そ の 他 の 費 用	△48,039
営 業 利 益	2,827,490
金 融 収 益	6,516
金 融 費 用	△75,189
税 引 前 当 期 利 益	2,758,817
法 人 所 得 税 費 用	△671,911
当 期 利 益	2,086,906
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	2,086,906
合 計	2,086,906

連結持分変動計算書

(自 2024年11月1日)
(至 2025年10月31日)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分								資本合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			合計		
					新株予約権	確定給付制度の再測定	合計			
当期首残高	403,280	8,550,549	4,431,735	—	55,084	—	55,084	13,440,650	13,440,650	
当期利益	—	—	2,086,906	—	—	—	—	2,086,906	2,086,906	
その他の包括利益	—	—	—	—	—	△14,327	△14,327	△14,327	△14,327	
当期包括利益	—	—	2,086,906	—	—	△14,327	△14,327	2,072,578	2,072,578	
新株の発行（新株予約権の行使）	11,750	11,750	—	—	—	—	—	23,500	23,500	
自己株式の取得	—	—	—	△77	—	—	—	△77	△77	
剰余金の配当	—	—	△1,004,402	—	—	—	—	△1,004,402	△1,004,402	
株式報酬	4,997	4,297	—	—	—	—	—	9,295	9,295	
連結範囲の変動	—	—	△62,766	—	—	—	—	△62,766	△62,766	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	1,874	—	△16,202	14,327	△1,874	—	—	
所有者との取引額等合計	16,747	16,047	△1,065,294	△77	△16,202	14,327	△1,874	△1,034,450	△1,034,450	
当期末残高	420,028	8,566,597	5,453,347	△77	38,882	—	38,882	14,478,778	14,478,778	

連 結 注 記 表

(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 株式会社ワールドコーポレーション

株式会社ATJC

株式会社コントラフト

一般社団法人全国建設人材協会

(3) 会計方針に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

(a) 当初認識及び測定

当社グループでは、金融資産は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。営業債権及びその他の債権については、これらの発生日に当初認識しております。

当社グループは、金融資産について、償却原価で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、当初認識時において分類しております。

(i) 債却原価で測定する金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(ii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当初認識時において、金融資産をその公正価値で測定し、金融資産が純損益を通じて公正価値で測定するものでない場合には、金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは、純損益に認識しております。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて次のとおりに測定しております。

(i) 債却原価で測定する金融資産

債却原価で測定する金融資産については、実効金利法による債却原価で測定しております。また、債却原価で測定する金融資産に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融収益」に含まれております。

(ii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

(c) 金融資産の減損

当社グループは、債却原価で測定する金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、報告期間の末日ごとに、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かは、当初認識時における債務不履行発生リスクと各報告期間の末日における債務不履行発生リスクを比較して判断しております。

債務不履行に該当した場合は信用減損の客観的な証拠が存在すると判断し、信用減損金融資産に分類しております。

ただし、営業債権については、常に、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒が法的に確定した段階で、予想信用損失を帳簿価額から直接償却しております。

(d) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的に全て移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

② 金融負債の評価基準及び評価方法

(a) 当初認識及び測定

金融負債は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識し、債却原価で測定する金融負債に分類しております。全ての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、債却原価で測定する金融負債については、直接起因する取引コストを控除した金額で測定しております。

(b) 事後測定

償却原価で測定する金融負債

金融負債については、実効金利法を用いて償却原価で測定しております。また、償却原価で測定する金融負債に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融費用」に含まれております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消、又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

③ 有形固定資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、購入価格、当該資産を意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態における直接起因するコスト並びに、当該資産項目の解体及び除去コストが含まれております。

有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を耐用年数にわたって、定額法により減価償却しております。主な有形固定資産の耐用年数は、次のとおりです。

建物及び構築物	1～18年
工具器具及び備品	2～15年
車両運搬具	2年

有形固定資産の残存価額、耐用年数及び減価償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

④ のれん及び無形資産の評価基準、評価方法及び償却方法

イ. のれん

当初認識時におけるのれんは、取得対価が取得日時点における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合に、その超過額として測定しております。

当初認識後ののれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

減損については、「⑥非金融資産の減損」に記載しております。

ロ. 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日現在の公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の耐用年数にわたり定額法により償却しております。

償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しております。主な無形資産の耐用年数は、次のとおりです。

ソフトウエア

5年

耐用年数を確定できる無形資産の耐用年数及び償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

⑤ リース

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

借手としてのリース

リースの開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しております。使用権資産は開始日において取得原価で測定しております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。原資産の所有権がリース期間の終了時までに借手に移転する場合又は、使用権資産の取得原価が購入オプション行使することを反映している場合には、使用権資産を開始日から原資産の耐用年数の終了時まで、定額法により減価償却しております。それ以外の場合は、開始日から使用権資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早いときまで減価償却しております。リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプション又は行使しないことが合理的に確実な解約オプションの期間を加えて決定しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料を割り引いた現在価値で測定しております。通常、追加借入利子率を割引率として用いております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。リース負債を見直した場合又はリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用権資産を修正しております。

なお、短期リース及び少額資産のリースについてIFRS第16号「リース」第6項を適用し、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

⑥ 非金融資産の減損

当社グループは、報告期間の末日ごとに資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無にかかわらず、耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産、及びのれんについて毎期減損テストを実施しております。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積額を貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクの市場評価を反映した税引前の割引率により割り引いて算定した現在価値です。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が当該資産又は資金生成単位の帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。減損損失は、直ちに純損益として認識しております。

過去の期間において、のれん以外の資産について認識した減損損失は、減損損失が最後に認識された以後、認識した減損損失がもはや存在しないか、あるいは減少している可能性を示す兆候に基づき、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合にのみ、戻し入れております。

⑦ 重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的又は推定的債務を現在の負債として負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高い場合に、引当金を認識しております。

当社グループは、連結会計年度の末日における現在の債務を決済するために要する支出（将来キャッシュ・フロー）の最善の見積りを行い測定しております。貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた税引前の割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

なお、当社グループの引当金は次のとおりです。

資産除去債務

資産除去債務は、建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。資産除去債務は、資産除去に要するキャッシュ・フローを合理的に見積り、それを将来キャッシュ・フローが発生する時点までの期間に対応した貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率で割り引いて測定しております。

⑧ 従業員給付

イ. 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。賞与及び有給休暇費用については、当社グループが、従業員から過去に提供された勤務の対価として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ、その金額について信頼性をもって見積ることができる場合、それらの制度に基づいて支払われると見積られる金額を負債として認識しております。

ロ. 退職給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度を採用しております。

確定給付負債は、確定給付制度債務の現在価値を退職給付に係る負債として連結財政状態計算書で認識しております。確定給付制度債務は、予測単位積増方式に基づいて算定され、その現在価値は、将来の予想支払額に割引率を適用して算定しております。割引率は、給付が見込まれる期間に近似した満期を有する優良社債の利回りを参照して決定しております。

勤務費用及び確定給付負債の純額に係る利息純額は純損益として認識しております。

数理計算上の差異については、それが生じた期間において確定給付制度に係る再測定としてその他の包括利益に認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振替えております。

⑨ 顧客との契約から生じる収益

当社グループでは、顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した役務を顧客に移転し、顧客が当該役務に対する支配を獲得した時点にて収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点等は以下のとおりです。

イ. 建設ソリューション

建設ソリューションでは、建設会社等へ、当社グループとの間で雇用契約を締結した施工管理技術者を派遣するサービスを主に提供しております。当該サービスは、契約期間にわたりサービスに対する支配が顧客に移転することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、派遣期間の稼働実績に応じて収益認識しております。

取引の対価は、労働の対価としての時間請求となっており、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。また取引の対価は月次で請求し、請求後、概ね2ヶ月以内に受領しており、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

□. ITソリューション

ITソリューションでは、IT業界向けの技術者派遣・システムエンジニアリングサービスの提供を主な事業として行っており、当社グループとの間で雇用契約を締結した技術者を派遣するサービスを提供しております。

当該サービスは、契約期間にわたりサービスに対する支配が顧客に移転することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、派遣期間の稼働実績に応じて収益認識しております。

取引の対価は、労働の対価としての時間請求となっており、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。また取引の対価は月次で請求し、請求後、概ね2ヶ月以内に受領しており、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

当社グループが連結計算書類において適用する会計方針は、以下を除いて、前連結会計年度に係る連結計算書類において適用した会計方針と同様です。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IAS第1号	財務諸表の表示	負債の流動又は非流動への分類に関する要求事項を明確化 特約条項付の長期債務に関する情報の開示を要求する改訂
IAS第7号 IFRS第7号	キャッシュ・フロー計算書 金融商品：開示	サプライヤー・ファイナンス契約の透明性を増進させるための開示を要求する改訂
IFRS第16号	リース	セール・アンド・リースバック取引の取引後の会計処理を明確化

当該基準書の適用が連結計算書類に与える重要な影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。ただし、実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に特に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

(のれんの評価)

当連結会計年度の連結財政状態計算書へのれん14,074,688千円を計上しております。

当社グループは、のれんの償却は行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、回収可能価額を見積り、減損テストを実施しております。減損テストは、資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が資金生成単位に割当てられた資産の帳簿価額を下回る場合には、その超過額を減損損失として認識しております。回収可能価額の見積りには経営者が管理不能な不確実性が含まれており、予測不能な前提条件の変化等によりのれんの評価が変動する可能性があり、この場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失を計上する可能性があります。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	500,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	500,000千円

(2) 財務制限条項

当社の借入金の一部については、以下の財務制限条項が付されております。

①純資産

2022年10月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人の連結財政状態計算書に記載される資本の部の合計金額を、2021年10月期末日における借入人の連結財政状態計算書に記載される資本の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における借入人の連結財政状態計算書に記載される資本の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

②利益維持

2022年10月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人の連結損益計算書に記載される税引前当期利益（但し、その他の収益を差し引き、その他の費用を足し戻した値。）を2期連続して負の値としないこと。

(3) 資産から直接控除した引当金

その他の非流動資産 14,143千円

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 122,968千円

当該累計額には減損損失累計額が含まれております。

(5) 当座借越契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関と当座借越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座借越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度限度額	2,000,000千円
借入実行残高	2,000,000千円
差引額	一千円

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,749,349株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	523,299	60.00	2024年10月31日	2025年1月16日
2025年6月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	481,102	55.00	2025年4月30日	2025年7月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年12月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	524,959	60.00	2025年10月31日	2026年1月15日

(3) 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	19,660株	36,120株	13,680株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 資本管理

当社グループは、適切な資本比率を維持し株主価値を最大化するため、適切な配当金の決定、自己株式の取得、新株予約権の付与、他人資本又は自己資本による資金調達を実施します。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、以下のとおりです。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制(会社法等の一般的な規定を除く)はありません。

(単位：千円)

有利子負債	5,616,253
控除：現金及び現金同等物	4,822,364
純有利子負債	793,888
自己資本額	14,478,778
自己資本比率 (%)	58.9

(注) 1. 自己資本額：親会社の所有者に帰属する持分合計
2. 自己資本比率：自己資本額／負債及び資本合計

また、有利子負債に付されている財務制限条項については、「4.連結財政状態計算書に関する注記 (2)
財務制限条項」をご参照ください。

② 財務上のリスク管理

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、流動性リスク及び市場リスク)に晒されております。そのため、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

当社グループは、投機目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

イ. 信用リスク

事業活動から生じる営業債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

当社は、グループ与信管理規程に従い、営業債権である売掛金について、経理財務部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結会計年度の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、金融資産の減損後の帳簿価額となりますが、過年度において重要な貸倒損失を認識した実績はありません。

ロ. 流動性リスク

当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関し、当社グループは運転資金の効率的な管理による資本効率の最適化により資金管理の維持に努めております。また、当社グループは各部門からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成、更新し、流動性リスクを管理しております。

なお、当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関と当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

ハ. 市場リスク

市場環境が変動するリスクにおいて、当社グループが晒されている主要なものは金利リスクになります。当社グループは、借入金について変動金利を適用しており、金利変動リスクに晒されております。当社グループは、借入条件を適時に見直すことにより、金利変動リスクの低減を図っております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

① 金融商品の公正価値と帳簿価額の比較

金融商品の公正価値と帳簿価額の比較は、以下のとおりです。なお、現金及び現金同等物、営業債権、営業債務及び短期借入金は短期で決済され、公正価値と帳簿価額が近似しているため、以下の表中には含めておりません。

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値	差額
金融資産 償却原価で測定される金融資産 差入保証金	322,017	314,272	△7,745
合計	322,017	314,272	△7,745
金融負債 償却原価で測定する金融負債 長期借入金（注）	2,857,148	2,857,148	—
合計	2,857,148	2,857,148	—

(注) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

② 金融商品の公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は、以下のとおりです。

イ. 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の短期債権

これらは全て短期で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似しております。

ロ. その他の金融資産

差入保証金は、償却予定期間を見積り、国債の利回りを割引率として割引いた現在価値により測定しております、レベル2に分類しております。

ハ. 営業債務、短期借入金及びその他の短期債務

これらは全て短期で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額と近似しております。

二. 長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映することから、帳簿価額が公正価値に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

長期借入金は、レベルは2に分類しております。

(3) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格(無調整)により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の観察可能な価格を直接又は間接的に使用して測定した公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から測定した公正価値

① 公正価値で測定する金融商品

該当事項はありません。

② レベル3に分類した金融商品の評価プロセス

レベル3に区分した金融商品については、金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて、公正価値を測定しております。公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

③ レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品の期首から期末までの変動は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
		純損益を通じて公正価値で 測定する資本性金融資産
期首残高		90,500
利得及び損失合計		
純損益		—
購入		—
売却		—
連結範囲の変更による影響		△90,500
期末残高		—

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

売上収益は全て顧客からの契約から生じたものであり、分解した売上収益とセグメントとの関連は、以下のとおりです。なお、顧客との契約における履行義務の充足の時期の決定等については、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ⑨顧客との契約から生じる収益」に記載のとおりです。

(単位：千円)

セグメント	建設ソリューション	ITソリューション	合計
主要なサービス			
人材派遣	21,642,990	2,515,943	24,158,934
合計	21,642,990	2,515,943	24,158,934

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	3,204,459	3,366,492
契約負債	7,980	10,606

(注) 1. 契約負債は、主に、取引条件に基づきサービス提供前に顧客から受け取った1ヶ月分の前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 当連結会計年度における契約負債の期首残高のうち、報告期間中に認識した売上収益の金額は7,980千円です。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分 1,654.85円
基本的1株当たり当期利益 238.74円

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：千円)

場所	用途	種類	金額
麹町オフィス (東京都千代田区)	事業用資産	建物及び構築物	29,630
		使用権資産	7,433
		その他	1,841
		合計	38,905

当社グループは、拠点ごとにグルーピングを行っており、遊休資産等については、個別にグルーピングを行っております。

当連結会計年度における麹町オフィスについて、38,905千円の減損損失を認識し、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

これは撤去の意思決定に伴い使用見込みがなくなり遊休資産となることにより当該固定資産を回収可能価額まで減額したことによるものです。

なお回収可能価額は使用価値に基づいており、将来キャッシュ・フローが見込めないためその価値をゼロとしております。

(2) その他

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流 動 資 産】	2,215,003	【流 動 負 債】	2,858,637
現 金 及 び 預 金	2,183,927	短 期 借 入 金	2,000,000
前 渡 金	150	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	714,284
前 払 費 用	25,286	未 払 金	1,590
そ の 他	5,638	未 払 費 用	41,695
【固 定 資 産】	17,357,095	未 払 法 人 税 等	43,825
(無 形 固 定 資 産)	2,476	預 り 金	7,311
ソ フ ト ウ イ ア	2,476	賞 与 引 当 金	22,495
(投資そ の 他 の 資 産)	17,354,618	そ の 他	27,434
関 係 会 社 株 式	17,244,819	【固 定 負 債】	2,142,864
繰 延 税 金 資 産	109,639	長 期 借 入 金	2,142,864
差 入 保 証 金	150	負 債 合 計	5,001,501
そ の 他	10	純 資 産 の 部	
		【株 主 資 本】	14,570,597
		資 本 金	420,028
		資 本 剰 余 金	8,572,659
		資 本 準 備 金	5,917,659
		そ の 他 資 本 剰 余 金	2,655,000
		利 益 剰 余 金	5,577,986
		そ の 他 利 益 剰 余 金	5,577,986
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,577,986
		自 己 株 式	△77
		純 資 産 合 計	14,570,597
資 産 合 計	19,572,098	負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,572,098

損 益 計 算 書

(自 2024年11月1日)
(至 2025年10月31日)

(単位:千円)

科 目				金 額	
営 業 収 益				2,172,116	
営 業 費 用				620,056	
営 業 利 益				1,552,059	
営 業 外 収 益					
受 取 利 息				2,446	
そ の 他				0	2,447
営 業 外 費 用					
支 払 利 息				69,191	
支 払 手 数 料				1,021	
そ の 他				47	70,260
経 常 利 益				1,484,247	
特 別 損 失					
固 定 資 産 除 却 損				2,457	2,457
税 引 前 当 期 純 利 益				1,481,790	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税				59,298	
法 人 税 等 調 整 額				△70,660	△11,362
当 期 純 利 益				1,493,152	

株主資本等変動計算書

(自 2024年11月1日)
(至 2025年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	403,280	5,900,911	2,655,000	8,555,911
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	11,750	11,750	—	11,750
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	4,997	4,997	—	4,997
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
当期変動額合計	16,747	16,747	—	16,747
当期末残高	420,028	5,917,659	2,655,000	8,572,659

	株主資本				純資産合計	
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	5,089,236	5,089,236	—	14,048,428	14,048,428	
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	—	—	—	23,500	23,500	
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	—	—	—	9,995	9,995	
剰余金の配当	△1,004,402	△1,004,402	—	△1,004,402	△1,004,402	
当期純利益	1,493,152	1,493,152	—	1,493,152	1,493,152	
自己株式の取得	—	—	△77	△77	△77	
当期変動額合計	488,750	488,750	△77	522,168	522,168	
当期末残高	5,577,986	5,577,986	△77	14,570,597	14,570,597	

個別注記表

(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式………移動平均法による原価法により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担する金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金であります。経営指導料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点での収益を認識しております。受取配当金は、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、令和4年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式

17,244,819 千円

- ② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、市場価格のない株式であるため、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、当該株式の発行会社の財務状況の悪化により実質価格が著しく低下し、関係会社株式評価損が発生した場合には、翌事業年度の計算書類に重大な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	500,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	500,000千円

(2) 財務制限条項

当社の借入金の一部については、以下の財務制限条項が付されております。

①純資産

2022年10月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人の連結財政状態計算書に記載される資本の部の合計金額を、2021年10月期末日における借入人の連結財政状態計算書に記載される資本の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における借入人の連結財政状態計算書に記載される資本の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

②利益維持

2022年10月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人の連結損益計算書に記載される税引前当期利益（但し、その他の収益を差し引き、その他の費用を足し戻した値。）を2期連続して負の値としないこと。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	7,085千円

(4) 当座借越契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関と当座借越契約を締結しております。当事業年度末における当座借越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度限度額	2,000,000千円
借入実行残高	2,000,000千円
差引額	一千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引によるもの

営業収益

経営指導料	1,072,116千円
関係会社受取配当金	1,100,000千円
営業収益合計	2,172,116千円
営業費用	35,160千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	31株
------	-----

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	6,888千円
未払費用	969千円
未払事業税	4,419千円
譲渡制限付株式報酬	4,632千円
繰越欠損金	92,729千円
繰延税金資産小計	109,639千円
評価性引当額	一千円
繰延税金資産合計	109,639千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ワールドコーポレ ーション	所有直接 100%	経営指導 役員の兼任 資金の借入	経営指導料の 収受 (注1)	924,591	—	—
				被債務保証 (注2)	2,857,148	—	—
				配当金の受領	1,000,000	—	—
子会社	株式会社 A T J C	所有直接 100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料の 収受 (注1)	113,115	—	—
				被債務保証 (注2)	2,857,148	—	—
				配当金の受領	100,000	—	—
子会社	株式会社 コントラフト	所有間接 100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料の 収受 (注1)	16,410	—	—
				被債務保証 (注2)	2,857,148	—	—

- (注) 1. 経営指導料の取引条件及び取引価格については、業務内容等を勘案して決定しております。
 2. 金融機関からの借入金に対して、株式会社ワールドコーポレーション、株式会社A T J C及び株式会社コントラフトから債務保証を受けております。また、上記取引金額には債務保証を受けている借入金の期末残高を記載しております。
 なお、保証料の支払いは行っておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,665.34円
1株当たり当期純利益	170.81円

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

11. その他の注記

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月19日

株式会社ナレルグループ
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ
東京都中央区

指定社員 公認会計士 寺田 聰司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 永利 浩史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナレルグループの2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ナレルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び查閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月19日

株式会社ナレルグループ
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ
東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 寺田 聰司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 永利 浩史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナレルグループの2024年11月1日から2025年10月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会規程」に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他関係部署等と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことと、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月25日

株式会社ナレルグループ 監査等委員会

常勤監査等委員	羽鳥 良彰	印
監査等委員	島田 圭子	印
監査等委員	西村 隆志	印
監査等委員	爲近 幸恵	印

（注）監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

住友不動産千代田ファーストビル南館 ベルサール神保町2階会議室
東京都千代田区西神田三丁目2番1号



交通機関

地下鉄をご利用の場合

九段下駅 7番出口より 徒歩約3分

5番出口より 徒歩約3分

神保町駅 A2出口より 徒歩約4分

※近隣には「ベルサール九段」「ベルサール神保町アネックス」がございます。お間違えのないようお気を付けください。
※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。



※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。